

Ⅲ 成年後見制度の見直しの趣旨・内容等を 踏まえた適切な権利擁護支援の浸透

I 成年後見制度の見直し等を踏まえた適切な権利擁護支援

⇒各機関や支援策の運用について、成年後見制度の見直しに対応する必要がある
という観点から、論点を整理

- (1) 成年後見制度の見直し等を踏まえた適切な権利擁護支援の実施
- (2) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
- (3) 制度の利用しやすさ向上のための取組の推進

II 地域における権利擁護支援体制の整備

⇒市町村における地域連携ネットワークの推進により権利擁護支援体制を整備する必要がある
という観点から、論点を整理

- (1) 地域連携ネットワークづくりとその強化
- (2) 総合的な権利擁護支援策の充実
- (3) 意思決定支援の浸透
- (4) 担い手の確保・育成等の推進
- (5) 体制整備の推進体制

III 成年後見制度の見直しの趣旨・内容等を踏まえた適切な権利擁護支援の浸透

⇒成年後見制度の見直しを踏まえた適切な権利擁護支援の実施を確保するためには、
制度の趣旨・内容について関係者に浸透させるための取組が必要であるという観点から、論点を整理

- (1) 民法等改正法の施行前後の各段階に応じた周知・広報
- (2) 関係者の理解促進のための取組

(1) 民法等改正法の施行前後の 各段階に応じた周知・広報

(1) 民法等改正法の施行前後の各段階に応じた周知・広報 ①

現状と課題

- これまでも、支援が必要な方に必要な情報(支援の内容や相談窓口等)が届くよう、国、市町村・中核機関を中心に、ポータルサイト等の様々な媒体を活用しながら、成年後見制度その他の権利擁護支援策に関する周知・広報が行われてきた。
- 今後は、民法等や社会福祉法の改正を踏まえ、施行までの時間も意識しつつ、現状の広報媒体を有効に活用しながら、改正法の内容や改正趣旨、新制度の利用方法等を効果的に周知・広報する必要がある。

対応案(施策) ①

- 民法等や社会福祉法の改正を踏まえ、改正法の内容や改正趣旨、新制度の利用方法に加え、現行制度の利用者に係る経過措置の内容についても適切に周知・広報していく必要がある。
- また、施行に向けた具体的な運用の検討状況や、施行後の事例の蓄積等の状況により、各時点で周知・広報することが可能な内容は順次具体化していく。このため、国は、施行に向けた具体的な運用の検討状況に応じて、地方公共団体や関係機関が必要な準備を進められるよう情報を提供するとともに、施行後は、事例の蓄積等を踏まえ、より良い運用に資する情報を迅速に共有するなど、施行前後の各段階に応じた周知・広報を実施していくこととしてはどうか。
- 加えて、都道府県・市町村、地域権利擁護相談支援センター(以下、単に「センター」という。)、一次相談機関、社会福祉協議会、専門職団体、当事者団体等においても、施行前後の各段階に応じて、国から提供される情報も踏まえつつ、それぞれが地域において担う役割や相談支援体制、制度利用の状況等に応じた周知・広報を行うことが考えられるのではないかと。

（１）民法等改正法の施行前後の各段階に応じた周知・広報 ②

対応案（施策）②

① 第三期成年後見制度利用促進基本計画等を踏まえた制度の趣旨・概要及び地域の相談支援体制等の周知・広報（令和9年度以降）

- ・ 国は、第三期成年後見制度利用促進基本計画及びセンターの法定化を踏まえ、地域における相談先や関係機関・関係者の役割についてセンターの運営マニュアルにおいて示した上で周知し、その理解の促進を図ることとしてはどうか。
- ・ 併せて、民法等改正法による成年後見制度の見直しの趣旨・概要、現行の制度の内容やその経過措置について周知・広報を行うこととしてはどうか。

② 新制度の施行に向けた具体的な制度運用・手続等の周知・広報（令和10年度以降）

- ・ 国は、民法等改正法や社会福祉法の一部の施行に向け、制度・運用の検討状況を踏まえ、新制度の具体的な利用方法や手続、現行制度の利用者に係る経過措置等について、周知・広報する内容を順次具体化することとしてはどうか。
- ・ その際、具体的な手続や制度運用について、いつ頃、どの程度の情報が明らかになるかの見通しを示しつつ、明らかになった際には、地方公共団体や関係機関等が施行に向けて必要な準備を円滑に進めることができるよう、必要な情報を迅速に分かりやすく提供することとしてはどうか。

③ 新制度の施行後の運用状況等を踏まえた周知・広報（民法等改正法施行以降）

- ・ 国は、民法等改正法の施行後は、新たな成年後見制度に係る市町村における運用状況、地域における相談支援の状況、家庭裁判所における制度の運用状況等を把握し、これらを踏まえて、周知・広報の内容について必要な見直しを行うこととしてはどうか。
- ・ また、その際、制度の利用を必要とする本人や家族、地域の関係者等が、新たな制度を適切に理解し、必要な支援や制度利用につながるができるよう、実際の運用や相談事例等を踏まえた、より具体的で分かりやすい情報の提供を進めることとしてはどうか。

(参考) 成年後見制度の見直しに伴う周知・広報の時期と内容について

成年後見制度の適切な運用に係るWG
(第3回)の資料の再掲

成年後見制度の見直しに伴う周知・広報について、次期基本計画の開始や民法等改正法の施行といった時間軸を踏まえ、段階的に運用面の整理・具体化等を行いながら実施することが考えられるのではないかと。

令和8年度	令和9年度	令和10年度～	
現行制度の下で周知・広報を行いつつ、制度見直し後の周知・説明に向けた論点を整理するフェイズ。	次期計画及び中核機関法定化を踏まえ、地域における相談先や関係者の役割について周知・理解を進めるフェイズ。	民法等改正法の施行に向け、制度・運用の検討状況に応じて、周知・説明する内容を具体化していくフェイズ。	新制度の運用状況や実際に生じた相談等を踏まえ、周知・説明する内容を見直していくフェイズ。
次期基本 計画策定	中核機関 法定化	新たな第二種社 会福祉事業施行	民法等 改正法施行
成年後見制度見直しの趣旨・概要等に関する周知・広報 任意後見制度の利用促進			
成年後見制度の見直し後の具体的な運用に関する周知・広報			
成年後見制度見直し後の運用状況や 相談事例等を踏まえた周知・広報			

(2) 関係者の理解促進のための取組

1. 権利擁護支援策や補助の制度の趣旨・内容

現状と課題

- 地域における権利擁護支援は、市町村職員、センターの職員、社会福祉協議会職員、専門職等、多様な主体によって担われている。このため、全国どの地域においても適切な権利擁護支援が行われるよう、国は、研修の実施や必要な情報の提供等により、これらの主体の資質の向上を図ることが重要である。
- これまでも、国は、成年後見制度利用促進体制整備研修や成年後見制度利用促進ポータルサイト等による情報提供のほか、権利擁護支援体制全国ネット(K-ねっと)を通じた地域の取組状況の把握や助言等を行ってきた。また、都道府県においても、管内市町村への研修や専門職等による助言など、市町村の取組を支援する対応が行われてきた。
- 一方、センターの設置や機能発揮に向けて市町村が抱える課題は、それぞれ異なる。制度や体制整備に関する知識を得ることに加え、地域の実情に照らして課題へ対応することが求められる。国による研修や専門的な相談支援と、管内市町村の状況を踏まえた都道府県による支援を、地域での取組につなげることが課題となる。
- また、民法等改正法の施行後は、補助の制度に一元化され、必要な範囲に限り権限を付与する制度となる。権利擁護支援に携わる者にとっては、制度改正の概要だけでなく、改正趣旨や改正後の制度の利用場面を実務に即して理解することが課題となる。新たに設けられる特定補助の仕組みの制度趣旨や利用場面も含め、改正後の補助の制度を適切に理解できるような説明が求められる。

対応案（施策）

- ① 国は、権利擁護支援に携わる者の資質の向上と、市町村やセンターの職員等が、制度改正を踏まえた権利擁護支援の考え方とセンターの役割を理解し、地域の課題に応じた対応を検討できるよう、周知・広報に係る既存の取組の活用を図るとともに、必要な見直しを行うこととしてはどうか。
- ② 都道府県は、管内市町村のセンターの設置状況や体制整備上の課題等を踏まえ、市町村の状況に応じた研修、情報提供、助言等を行うことが考えられるのではないかと。国は、都道府県がこうした支援を行うために必要な情報や知見の提供、専門的な助言等を行うこととしてはどうか。
- ③ 国は、改正後の補助の制度(特定補助の仕組みを含む。)の趣旨や利用場面について、市町村・センターの職員等の権利擁護支援に携わる者が、それぞれの実務に即して理解できるよう周知・広報を行うこととしてはどうか。

2. 任意後見制度の趣旨・内容

現状と課題

- 任意後見制度は、本人が十分な判断能力を有する間に、将来、判断能力が不十分となった場合に備えて、任意後見受任者や委任する事務の内容をあらかじめ定めておく制度であり、本人の意思の反映・尊重や将来への備えという観点から、地域における権利擁護支援の選択肢の一つとなる。これまでも、国や都道府県及び市町村において、様々な媒体や機会を活用して周知・広報が行われてきた。
- このような中、民法等改正法により、家庭裁判所が明らかに任意後見監督人による監督の必要がないと認める場合には任意後見監督人を選任しないことができることとされたほか、新しい補助の制度との併用などが可能となった。
- 国は、制度の使い勝手が向上したことも含め、任意後見制度の内容やその重要性について、本人や家族等が任意後見制度の利用場面や支援開始までの流れを具体的にイメージできるよう、利用場面や利用方法を分かりやすく周知することが求められる。

対応案（施策）

- ① 国は、任意後見制度について、本人があらかじめ決めることのできる内容、利用が考えられる場面及び契約の締結から支援開始までの流れを整理し、周知・広報することとしてはどうか。その際、任意後見監督人の選任を要しない場合が設けられたこと、新しい補助の制度との併用を認めること等の改正法の内容や利用場面を併せて示すこととしてはどうか。
- ② 国は、市町村における任意後見制度の周知・広報や相談対応に資するよう、制度に関する情報の提供や、自治体の取組事例の把握・共有を行うこととしてはどうか。

3. 各機関の役割と連携に関する理解促進

現状と課題

- 成年後見制度及び権利擁護支援策に関する周知・広報については、国、地方公共団体、中核機関、家庭裁判所、専門職団体、当事者団体等の様々な主体により実施されている。
- 一方、必要な機関等に必要な情報を届けるためには、各主体がそれぞれ周知・広報を行うだけでなく、対象者や内容に応じて相互に連携しながら取り組むことが重要である。
- このため、各主体が担うべき役割を整理するとともに、適切に連携しながら周知・広報を進めていくことが課題となる。

対応案（施策）

- ① 厚生労働省は、民法等改正法の施行後における家庭裁判所と市町村・センターとの連携について、地域の関係者がそれぞれの役割と連携が想定される場面を理解できるよう、必要な情報を周知することとしてはどうか。
- ② 厚生労働省は、相談から制度利用前後までを含む支援プロセス全体の流れと、その中で各支援主体が担う役割について、センターの運営マニュアル等において関係者の理解浸透を図ることとしてはどうか。
- ③ 市町村は、センターや身近な相談支援機関等と連携し、地域連携ネットワークや包括的な支援体制づくりの中で医療機関や施設等との関係を築き、本人への支援に関して連携する中で、既存のガイドライン等について理解を促すことが考えられるがどうか。

4. 本人や支援者に対する分かりやすい周知

現状と課題

- 本人や家族等が必要な支援について相談し、制度の利用を検討するためには、制度の仕組みだけでなく、どのような支援を受けられるのか、どのような場面で利用を検討するのか、どこに相談できるのかを、自らの生活と結び付けて理解できることが重要である。
- 民法等改正法により、本人に必要な範囲に限り制度を利用できることや、制度利用の必要がなくなった場合に利用を終了できることなどの見直しが行われた。また、任意後見制度についても、民法等改正法による制度の見直し内容を含め、本人が将来への備えとして具体的に理解できる説明が求められる。
- あわせて、本人や家族等が必要な支援を考える際には、成年後見制度のみならず、地域で利用できる権利擁護支援策や相談先に関する情報も重要である。国が提供する制度全般に関する情報と、市町村等が把握する地域の支援策や相談窓口に関する情報とが、本人や家族等にとって分かりやすい形で提供されることが課題となる。
- 一方、地方公共団体及び社会福祉協議会の職員、権利擁護に関わる専門職や専門職団体、医療・福祉関係者等の支援者には、本人や家族等への説明に加え、本人の支援ニーズを踏まえた制度利用の考え方、必要な権限や意思決定支援との関係、関係機関との役割分担等について理解できる情報が求められる。このため、本人・家族向けと支援者向けで、伝える内容や詳しさを整理した周知を行うことが課題となる。

対応案（施策）

- ① 国は、民法等改正法の内容や補助の制度の利用場面について、本人・家族等には制度によって受けられる支援と生活との関係を、支援者には相談や制度利用に関わる実務上の事項を、それぞれ理解できるよう、対象に応じた内容・方法による情報提供を行うこととしてはどうか。その際、既存の周知資料等を活用し、地域での相談や説明にも用いることができる情報として提供することとしてはどうか。
- ② 国は、成年後見制度利用促進ポータルサイト等を通じて、成年後見制度その他の権利擁護支援策の概要や相談窓口に関する情報を提供し、市町村は、センター等と連携して、地域で利用できる支援策や具体的な相談先を本人や家族その他の身近な支援者に分かりやすく伝えることが考えられるのではないかと。
- ③ 国は、任意後見制度について、本人が将来への備えとして利用を考えられるよう、本人や家族等の疑問や関心を踏まえ、利用による支援の内容、支援開始までの流れ及び利用に当たっての留意点を、分かりやすく伝えることとしてはどうか。

5. 効果的な手段の活用

現状と課題

- 制度や支援に関する情報は、内容を分かりやすく整理するだけでなく、本人や家族等に実際に届くことが重要である。これまで、成年後見制度利用促進ポータルサイト、パンフレット、研修及び相談の機会等を通じて周知・広報が行われてきた。
- 一方、本人や家族等が行政機関のウェブサイト等から自ら情報を得るとは限らない。当事者団体に対する研修等、より身近な団体を通じて情報を届けることも重要である。また、インターネットやSNSによる情報発信に加え、地域の相談支援機関や関係団体等を通じて情報提供や相談につなげる取組も重要であり、それぞれの特性を踏まえて効果的な手段を活用することが望ましい。
- さらに、市民後見人等の育成・活動支援は、地域住民が権利擁護支援を身近なものとして理解する契機にもなり得ることから、その活動の周知・広報との連携を図ることが求められる。
- 任意後見制度については、本人が将来の生活や財産管理を考える機会に合わせて、将来への備えの選択肢として理解できるような周知・広報を行うことが課題となる。

対応案（施策）

- ① 国は、当事者団体と連携し、各団体が行う研修や情報提供の機会に活用できる資料等を提供するなど、本人や家族等が日頃接点を持つ団体を通じて必要な情報を得られるよう、周知・広報を行うこととしてはどうか。
- ② 都道府県及び市町村は、インターネットやSNSによる情報提供と、地域に根ざした顔の見える周知・広報を組み合わせ、本人や家族等に制度や地域の相談先に関する情報を届けることが考えられるのではないかと。地域での周知・広報に当たっては、市民後見人等の育成や活動に関する周知とも組み合わせ、地域住民が制度や権利擁護支援を身近に理解する機会につなげることが考えられるのではないかと。
- ③ 国は、本人が将来の生活や財産管理について考える機会を捉えた任意後見制度の周知・広報を進めるため、地域の取組等を踏まえて、情報を届ける機会や説明の工夫を共有し、既存の周知・相談の取組での活用を図ることとしてはどうか。